

( 参照条文 )

## 家電リサイクル法

### 第 18 条

- 1 ( 略 )
- 2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。

## 家電リサイクル法施行令

第 3 条 法第18条第 2 項の政令で定める事項は、前条に規定する特定家庭用機器廃棄物から、次に掲げるもののうち冷媒として使用されていたものを回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊することとする。

- 一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 ( 平成 6 年政令第308号 ) 別表 1 の項、 3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質
- 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 ( 平成11年政令第143号 ) 第 1 条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン